

2019年度(平成31年度)保育対策関係
予算案の概要
(参考資料)

保育園等整備交付金

(平成30年度予算) (平成31年度予算案)
663.7億円 → 746.8億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・保育園整備事業
- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業
- ・防音壁設置事業
- ・防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1／2、市区町村1／4、設置主体1／4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／12、設置主体1／4

保育士・保育園支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【主な事業内容】

○潜在保育士に対する取組

- ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

○人材バンク機能等の活用

- ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助単価】

保育士・保育園支援センター運営費（案）：4,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費（案）：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費（案）：425千円

離職した保育士等に対する再就職支援（案）：3,914千円

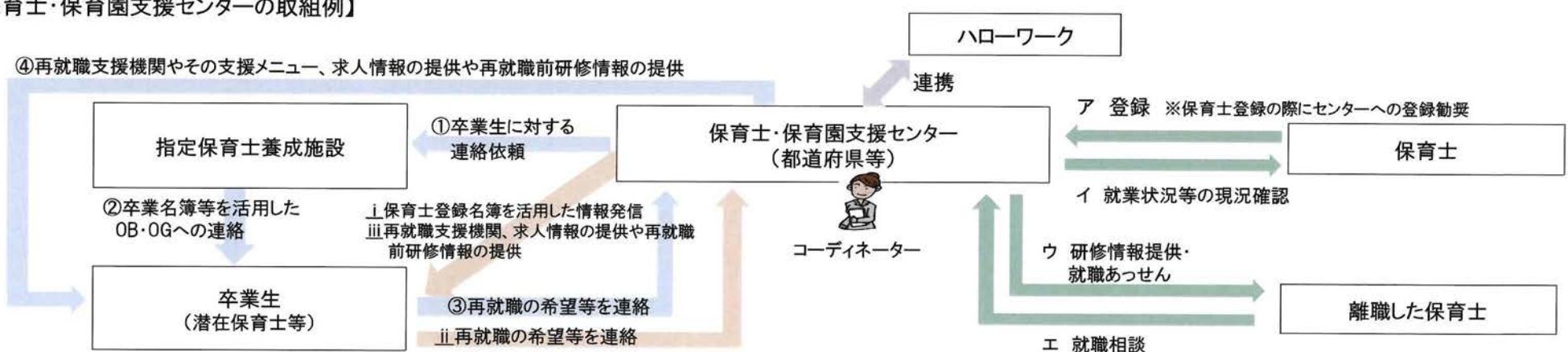
保育士登録簿を活用した就職促進（案）：2,811千円

マッチングシステム導入費（案）：7,000千円（拡充）

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育園支援センターの取組例】

④再就職支援機関やその支援メニュー、求人情報の提供や再就職前研修情報の提供



潜在保育士等マッチング強化事業

- 保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。

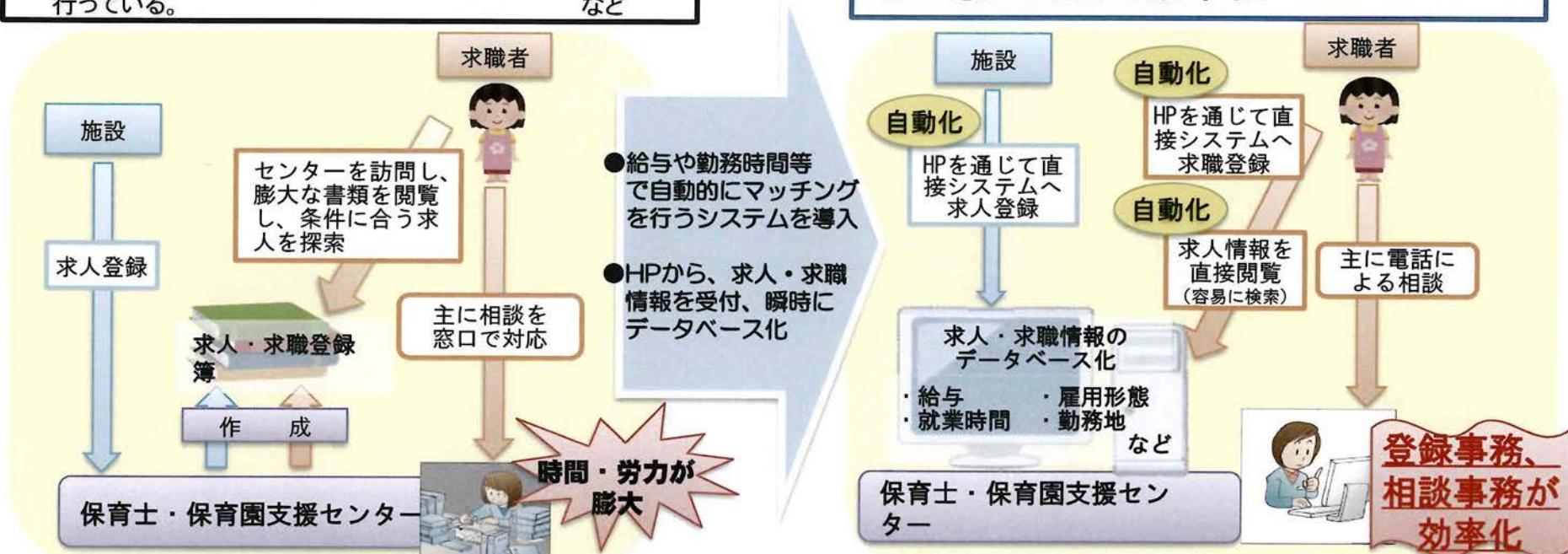
現在の課題

- 窓口やFAX等で求人・求職情報を受け付けるため、紙の資料が多く、データ化が困難
- 紙媒体で情報を保管しているため、検索が困難。
- 限られた人員の中で、窓口対応や研修の企画を行っている。

など

導入による効果

- マッチング時間の短縮
- 情報管理業務の軽減
- 窓口対応の効率化



効率化で、よりきめ細かなマッチングや業務の充実

①よりきめ細かなマッチングの実施

⇒条件面でのすれ違いがわずかな場合には、仲立ちとなって条件を調整

②求人、求職者を増やす取組の実施

⇒ハローワークのみに掲載されている情報なども収集

③潜在保育士の現状に合わせた研修等の企画

等



潜在保育士再就職支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【事業概要】

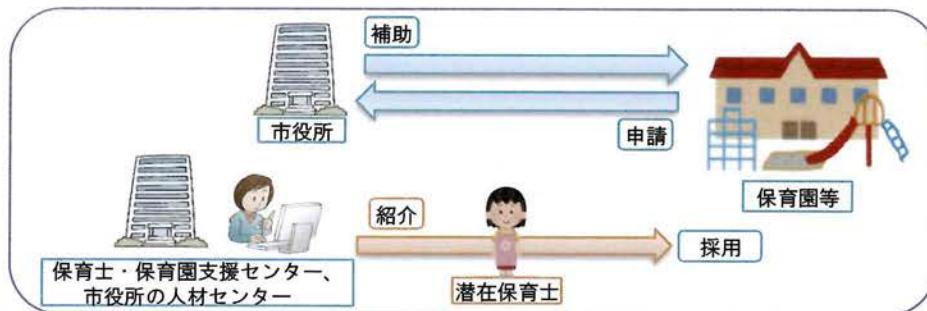
- 離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育園支援センター等の紹介（マッチング）により、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】

- 市区町村

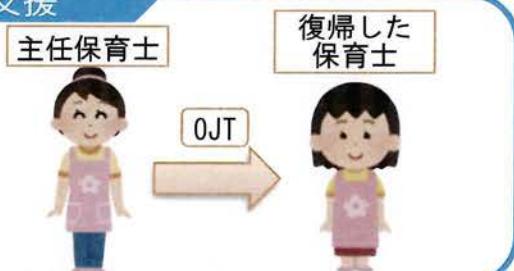
【補助単価（案）】 【補助率】

- 10万円
- 国1／2、市区町村1／2



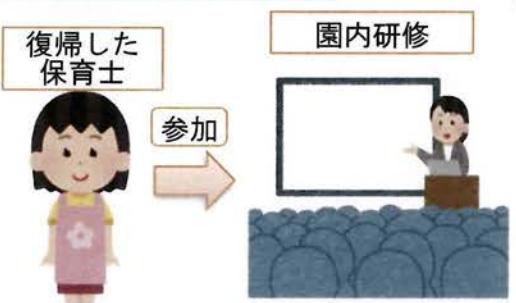
1. 保育園等におけるOJT等を支援

採用された保育所等で、主任保育士などがOJTを行う場合に、地域子育て支援の代替職員にかかる費用等を補助



2. 園内研修に外部講師を呼ぶための費用を支援

潜在保育士向けの研修として、外部講師を呼んで園内研修を実施する際に要する費用を補助



【潜在保育士へのメリット】

- 職場復帰への不安を軽減
- 研修等を通じて、最新の保育に係る知識や技術を習得

【保育園等へのメリット】

- 潜在保育士を雇う際に、よりきめ細かな支援が可能
- 潜在保育士の職場定着を促進

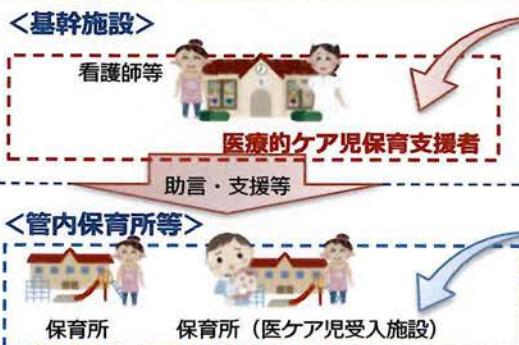
医療的ケア児保育支援モデル事業

予算案額：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数
補助率：国1/2（都道府県・指定都市・中核市1/2）
(都道府県1/4、市町村1/4)

事業概要

- 保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行うとともに、**医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）**を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、**市町村等において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインを策定**することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業イメージ



モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う**

医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児の受け入れ体制を整備

支援者の主な業務内容

- 保育所等への医療的ケア児の受け入れ等に関する支援や助言
- 保育所に勤務する保育士等に対する喀痰吸引等研修の受講勧奨
- 医療的ケア児の受け入れを予定している保育所等の保育士等が、喀痰吸引等研修を修了するまでの間の医療的ケア
- 障害児通所支援事業所等に配置されている「**医療的ケア児等コーディネーター**」との連携 等

補助単価（案）

基本分単価 [1市町村当たり年額 745万円]
※ 看護師等の配置、補助者の配置、研修受講支援

加算分単価

- 新 支援者の配置 [1市町村当たり年額 204万円]**
- 新 ガイドラインの策定 [1市町村当たり年額 54万円]**

事業実績

平成29年度（実績ベース）：22か所

栃木県宇都宮市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、東京都福生市、東京都八王子市、福井県永平寺町、三重県名張市、滋賀県甲賀市、滋賀県草津市、滋賀県湖南市、滋賀県近江八幡市、京都府長岡京市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府交野市、大阪府岬町、大阪府堺市、岡山県津山市、広島県府中市、高知県三原村

平成30年度（申請ベース）：38か所

埼玉県坂戸市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、千葉県山武市、東京都八王子市、東京都福生市、神奈川県川崎市、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県南魚沼市、福井県小浜市、福井県鯖江市、福井県永平寺町、長野県松本市、三重県伊勢市、三重県名張市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県東近江市、愛知県豊橋市、京都府京都市、京都府長岡京市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府交野市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府岬町、兵庫県神戸市、奈良県橿原市、岡山県津山市、広島県東広島市、広島県府中市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市

広域的保育所等利用事業

予算案額：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数
補助率：国1/2（市町村1/2）

事業概要

① こども送迎センター等事業

- 市町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。
- また、事業の実施要件である「**登録児童6人以上**」の要件を撤廃するとともに、事業の対象となる家庭について、居住地と保育所が離れている家庭のほか、**障害等により保護者による送迎が困難な家庭を対象**とする。

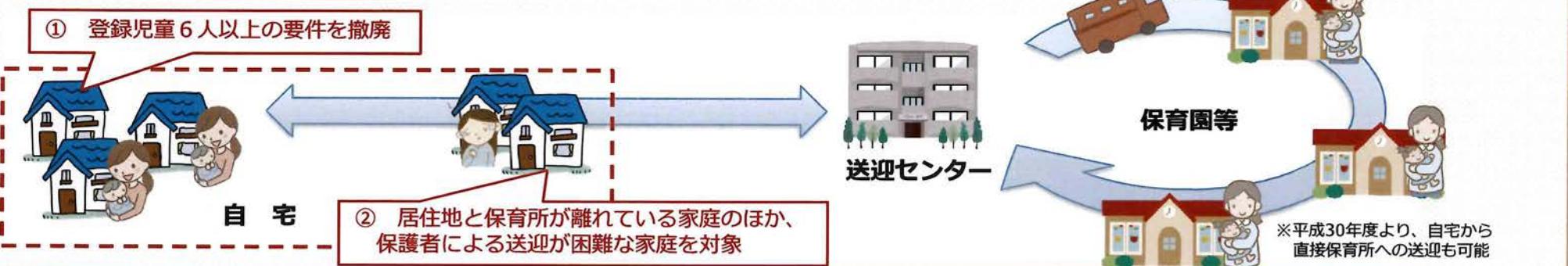
② 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

③ こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

こども送迎センター等事業イメージ



補助単価（案）

- ・保育士雇上費 500万円
- ・事業費 1,009万円（自宅送迎の場合 101万円）
- ・バス購入費 1,500万円（又は借上費 750万円）
- ・改修費 727万円
- ・運転手雇上費 500万円

事業実績

<こども送迎センター等事業>

H28：17自治体（21か所） H29：21自治体（28か所）

※代替屋外遊戯場送迎事業は実績なし

3歳児受入れ等連携支援事業(旧サテライト・コンソーシアム事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

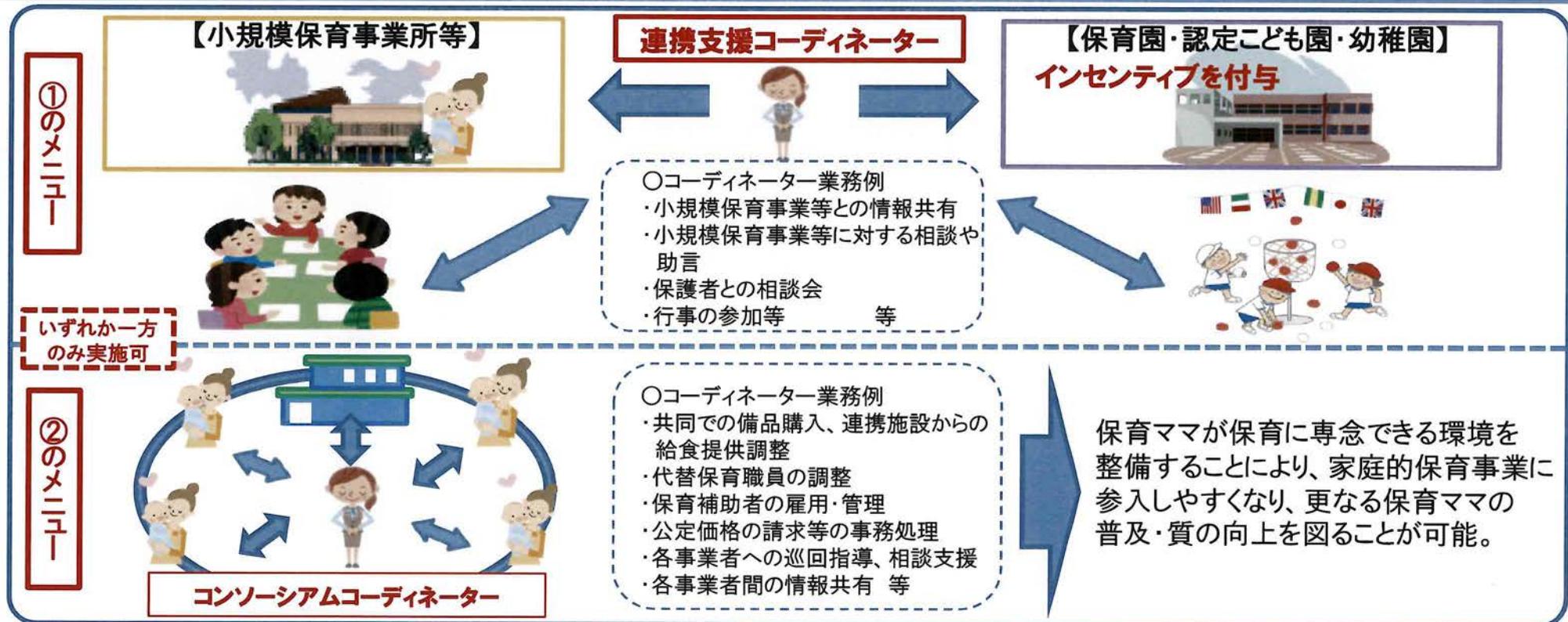
【事業内容】

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育園等（公立保育園を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育園等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】市区町村 【補 助 率】1/2 (国1/2、市区町村1/2)

【補助単価（年額）】① 1か所当たり 4,549千円

② 1自治体当たり 4,180千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,180千円）



保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業（旧：保育所等の事故防止の取組強化事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数）

【事業内容】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助単価(案)】
・研修事業：1回当たり 302千円（220千円）
・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円（管内の施設数等に応じた配置）

【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



- ・保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- ・研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加（拡充）

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導（従来）
- ・保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施（拡充）

認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数）

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、

- ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
- ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）

移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

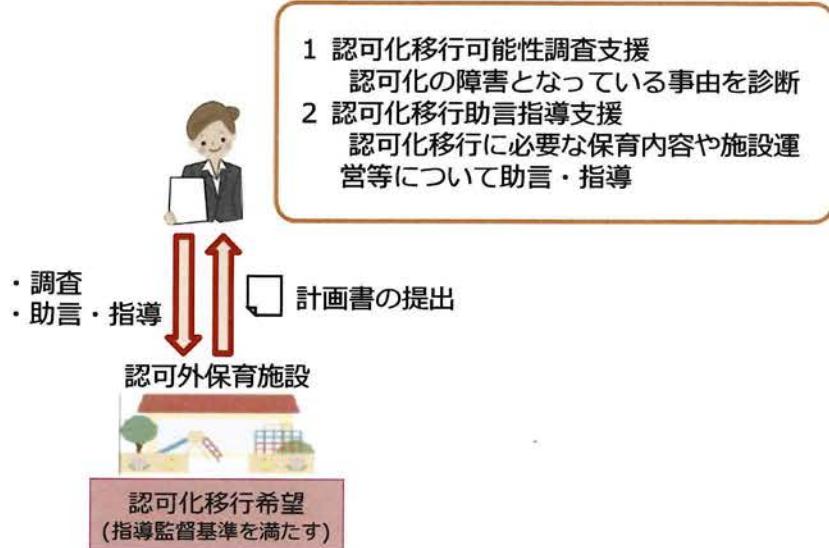
＜拡充の内容＞

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

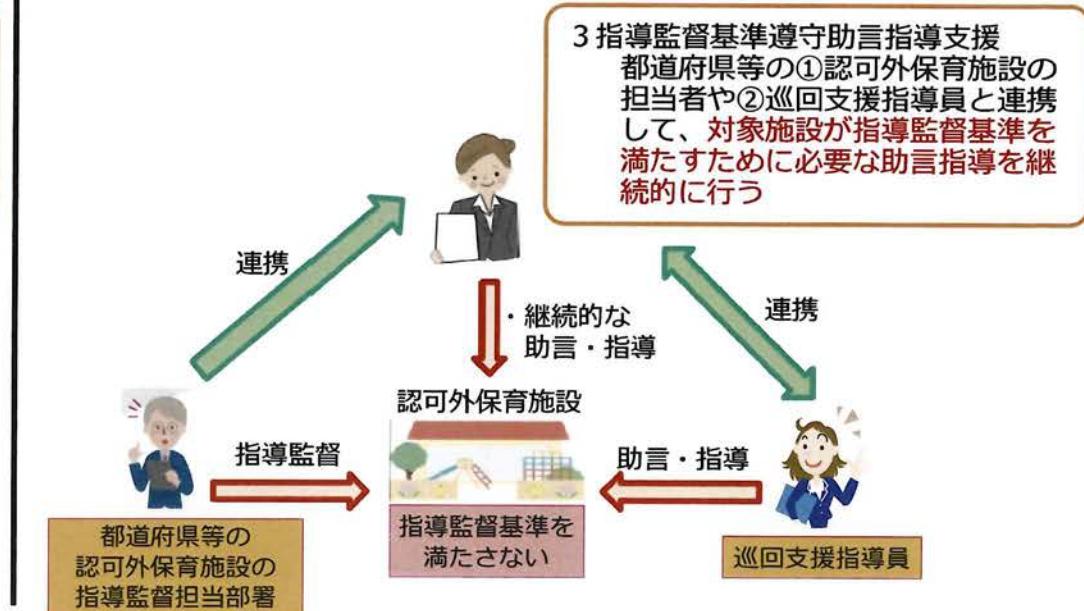
【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助単価（案）】	1. 認可化移行可能性調査支援	1か所当たり 542千円
	2. 認可化移行助言指導支援	1施設当たり 484千円
	3. 指導監督基準遵守助言指導支援	1施設当たり 754千円【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合



○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】



待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

1. 受け皿確保等

▶ 保育園等改修費等支援事業（市町村）

賃貸物件等による保育園等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ

※ 補助基準額（案）3,500万円（通常2,700万円）



▶ 都市部における保育園等への賃借料支援事業（市町村）

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

※ 補助基準額（案）1,200万円（通常2,200万円）

▶ 保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額（案）262.3万円（新規）

2. 保育人材の確保

▶ 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育園支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

※ 補助基準加算額（案）400万円（新規）



▶ 保育人材就職支援事業（市町村）

市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

※ 補助基準加算額（案）400万円（新規）

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿確保等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市町村）



「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育園等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育園支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育園支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市町村）

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1／4以上は有資格者とし、比率（1／4、1／3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国1／2（市町村1／4、設置主体1／4）（*）

*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村について、国2／3（市町村1／12、設置主体1／4）なる

【補助基準額】1施設当たり 3,200万円

2. 移行費支援

① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1／2

- ・ 認可保育園等に移行するため障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり 56.4万円

- ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。【補助基準額】1施設当たり 50.4万円

- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり 75.5万円

② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1／2

- ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】1施設当たり 120万円

【補助基準額（仮設設置費）】1施設当たり 380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1／2（都道府県1／4、市町村1／4）

【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価 <small>括</small>
4歳以上児	5.6万円
3歳児	6.2万円
1,2歳児	11.3万円
0歳児	18.1万円

新 公定価格に準じた

+

* 消費税8%の場合の荒い試算

* 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

* 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

② 保育支援員加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）

【補助基準額】14.1万円

③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）

【補助基準額】0.8万円

④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）

【補助基準額】2.0万円

認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成31年度予算案においては、以下の拡充を実施。
 - ・ 補助単価を公定価格の2／3から引き上げ、公定価格に準じた水準にする。
 - ・ 認可施設への移行を促進する観点から、保育士の配置割合に応じて、一定の減額を設ける。
 - ・ 公定価格に準じた、各種加算を創設する。
 - ・ 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、新たに「9割以上」等の補助区分を創設する。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、保育支援員加算（仮称）を創設する。
※ 保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の1.5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料とする。
※ 「9割以上」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

《拡充のイメージ》

- ※ 有資格者10割の場合
※ 平成31年度は、有資格者9割、全ての加算を適用した場合

